

令和8年9月1日
企画政策部 企画調整課



空き家等利活用若者定住促進事業補助金について

本市の最重要かつ喫緊の課題である住宅価格や家賃の高騰といった課題を解決し、若年夫婦や子育て世帯の定住促進に繋げるため、「空き家等利活用若者定住促進事業補助金」を開始します。

対象者は、若年夫婦や子育て世帯が10年以上の定住を前提とした自己居住または当該世帯への賃貸目的で市内の空き家等を改修する方となっております。

補助対象は、屋根、外壁、内装など総工費100万円以上の改修工事で、補助額は工事費の2/3、上限500万円となっております。

本事業を通じて、市内に点在する空き家および既存建物を有効活用し、若年夫婦や子育て世帯が安心して将来を計画できる住環境を整備することで、空き家等の利活用や高騰する住宅価格を緩和し若者の定住を図り、持続的な市の発展につなげていきたいと考えております。

